

須賀村 村役人調査報告書

平成 21 年 4 月 15 日

宮代町教育委員会 河井伸一

須賀村の領主

須賀村は中世以来の村で、現在は大きく分け、須賀下、須賀上、金剛寺（前須賀）、辰新田、島の 5 つに分かれる。江戸時代の須賀村の領主変遷は、天正 18 年（1590）の小田原合戦で後北条氏が滅亡した後、駿河より徳川家康が関東に入国し、天正 20 年（1592）2 月、太田庄百間郷 3,000 石が旗本服部与十郎政季の知行地となった。この時の須賀村は百間郷 3,000 石の中に含まれていたと推定される。その後、元和 5 年（1619）、服部与十郎政季の子、服部権太夫政信が、遠江国今切関所の番として遠江国敷智郡に移封となり、須賀村全体が天領になったと推定される。この時、須賀村を含む百間領 5 千石で総検地が行われた。戸田家文書に残る「元和 5 年騎東郡須賀村検地帳」はこの時のものである。

元和 9 年（1623）、須賀村は岩槻藩阿倍備中守正次、旗本池田帯刀長賢、旗本永井豊前守直貞に領地が宛がわれた。なお、「新編武蔵国風土記稿」や「地先出入訴状」（戸田家文書）では寛永元年（1624）に分郷と記される。その後、岩槻藩阿倍氏領は、天和元年（1681）板倉重種に受け継がれるが、すぐに蟄居となり、天和 2 年（1681）に岩槻藩は戸田忠昌領となる。さらに、4 年後の貞享 3 年（1686）には松平忠周領となった。元禄 10 年（1688）には小笠原長重に領地が宛がわれた。この時、百間村の内、後の百間西原組と百間金谷原組も小笠原氏領となっている。なお、西条原村は天正 20 年（1592）以来岩槻藩領であった。その後、正徳元年（1711）長重の子長熙が遠江国掛川城に移封され、天領に戻った。元文 2 年（1737）この天領は旗本小笠原長規に宛がわれ、幕末まで変わることはなかった。一方、旗本永井氏と旗本池田氏の知行地も幕末まで変わらなかった。笠原沼須賀村新田と笠原沼下野田村新田須賀村請はいずれも享保 14 年（1729）の開発で享保 19 年（1734）に検地が行われた。笠原沼下野田村新田須賀村請は終始天領であったが、笠原沼須賀村新田は明和 7 年（1770）に川越藩松平大和守領となり文政 4 年（1807）に天領に戻った。この他、天領として古利根川の流作場新田としての辰高入須賀村新田があった。

須賀村内の組

須賀村は岩槻藩領（のち旗本小笠原氏）、旗本永井氏、旗本池田氏の他、持添新田である笠原沼須賀村新田と笠原沼下野田村新田、辰高入須賀村新田で村役人が組織されていたと推定される。古文書では備中様組（小笠原組）、帯刀様組（池田組）、豊前様組（永井組両田）が確認できる。さらに、旗本永井氏の須賀村では慶安元年（1648）には市郎右衛門組、長右衛門組、角左衛門組の 3 組に、正徳 2 年（1712）には須賀本田と須賀新田でそれぞれ

村役人が組織されていた。水利や助郷など村全体に掛かる内容については三給が年番で、さらには旗本永井氏の知行地では格番で行っていたようである。

この他、古文書では上組・下組・中組・沼端（新田）組が、中組と沼端組を合わせ中沼組という組も確認できる。これらの組分けは用水普請や助郷、年貢徴収で確認できるが、笠原沼新田絵図によると笠原沼新田の北側に須賀上組と須賀下組の土地が見られることから領主による組分けの可能性もある。

この組分けと関係あるものとして笠原沼北側の古田がある。笠原沼北側の土地は、笠原沼開発以前、須賀村の地先として、盛んに開発が行われていた。ここは、享保 7 年（1722）に旗本永井氏の須賀新田の村役人が、地先の開発で対立していた旗本池田氏や天領の須賀村の領主に訴えている場所であり、享保 16 年（1731）には、旗本池田氏の須賀村古田と笠原沼新田の境界が不明瞭であるため境界を取極めたことが分かる場所でもある。この旗本池田氏の須賀村古田が、百間村絵図によると須賀下組と記載される。ちなみに、須賀下組の西側には砂利場があり、その西側は須賀上組と記されている。この他、上組分として明神裏、外河原、中組分として下出口、加沼、下組分として深戸、新田組分として深戸などの記載も確認できる。

このようなことから、旗本小笠原氏と関係のある組を上組、旗本池田氏と関係のある組を下組、旗本永井氏の内須賀本田を中組、須賀新田を沼端（新田）組と呼んでいたと推定される。江戸時代後半になると、小笠原組等という表現より上組等の表現の方が圧倒的に多い傾向である。

前述した領主等による組分けの他、居住している場所により組分けも石造物や古文書で確認できる。耕地や株などと呼ばれる組で上株（耕地）、下株（耕地）、前須賀株（耕地）、島（八左衛門嶋）株（耕地）、沼端（新田）株（耕地）などが確認できる。これは、現在の行政区とほぼ同じである。この他、渡辺家文書によると旗本小笠原氏支配下で「本田株 名主 平蔵」という標記がある。株は石造物等で多く見られ、古文書では少なく名主と併記されることは殆どない。なお、平蔵の居住地は上株であり、明瞭に居住地とは関係なく「株」が使用されており、株や組を考える上で非常に興味深い。

須賀村の村役人

須賀村の村役人の初見は元和 5 年(1619)の検地帳に見られる九右衛門や勘解由、内匠、四郎兵衛、四郎左衛門であるが名主か組頭かは不明である。名主や組頭が判別できる初見は、慶安元年（1648）の市郎右衛門、長右衛門、角左衛門である。これは旗本永井氏の須賀村に 3 人の名主がいたことが分かる。次も旗本永井氏の須賀村で天和 2 年(1682)の年貢割付状に安左衛門、八郎兵衛、一郎右衛門の 3 名が記載される。

宝永 3 年（1706）の質地証文には旗本永井氏知行地の名主加右衛門、名主九右衛門、名主安太夫、組頭市兵衛、組頭重兵衛が確認できる。この内容は須賀新田名主の九右衛門が、八左衛門島の戸田権兵衛に屋敷や田畠と共に名主役を質にいったもので、正徳 2 年（1712）

には権兵衛が名主を勤めているため質流れしたことが分かる。

旗本永井氏以外の領主の名主が確認できる初見は、享保 13 年 3 月に天領の名主庄右衛門、旗本永井氏の名主政右衛門、旗本池田氏の名主源七が確認できる。また、享保 16 年 5 月には、天領の名主庄右衛門、旗本永井氏の名主政右衛門、旗本池田氏の名主義左衛門が確認できる。この他、旗本永井氏知行地では須賀本田の名主として加右衛門、須賀新田の名主として政右衛門が確認できる。これらのことから、須賀村は旗本小笠原氏の須賀村、旗本池田氏の須賀村、旗本永井氏の須賀本田、旗本永井氏の須賀新田の四組に分かれていたようである。この他、笠原沼須賀村新田、笠原沼下野田村新田、辰高入須賀村新田でもその新田に耕作地を持つものが村役人を組織していた。

旗本永井氏の須賀本田の村役人

旗本永井氏の須賀村は当初から 3 組に分かれていたと推定される。市郎右衛門組、長右衛門組、角左衛門組で、それぞれ、91 石 3 斗 5 升 8 合、99 石 3 斗 8 升 1 合、109 石 2 斗 6 升 1 合であった。宝永 4 年(1707)までは 3 人の名主が確認できるが、正徳 2 年(1712)には加右衛門組（市郎右衛門組）と安太夫組（長右衛門組）は合併し須賀本田となっており、権兵衛組（角左衛門組）は須賀新田となったようである。須賀本田と須賀新田ではそれぞれで村役人を組織しており、助郷役や水利関係等は隔番で行っていたようである。しかし、年貢割付状は須賀村 300 石として、須賀本田と須賀新田は一緒であった。しかし、享保 16 年(1731)の村方争論の後、正式に須賀本田と須賀新田は別々に年貢割付状が出されるようになった。

須賀本田の名主では宝永 3 年に（1706）に加右衛門が確認でき、享保 10 年（1725）2 月に名主退役願いを領主である旗本永井氏に提出しているため、これまで名主役を勤めていたことが分かる。その後、享保 10 年（1725）5 月、加右衛門の二男伴右衛門が名主役を引き継いだ。その後、子の伴右衛門が引き継ぎ、安永 7 年（1778）まで名主として確認できる。しかし、天明 2 年（1782）12 月には姉婿の勘右衛門が名主として確認できる。これは名主であった伴右衛門が天明 3 年 6 月に亡くなっていることと関係があるのかもしれない。勘右衛門は寛政 6 年（1794）12 月まで名主として確認できる。いずれも、ここまでの須賀本田の名主役の姓は石橋であった。なお、加右衛門と伴右衛門の子孫は屋号「バンウエモンサマ」と呼ばれ下耕地に居住する。現在残る石橋家文書はこの家に伝わった文書群である

その後、寛政 7 年(1795)12 月、兵四郎が名主として確認できる。兵四郎は天保 9 年(1838)まで名主として確認できるため、数代に渡り名主役を勤めたと推定される。なお、石造物によると兵四郎の姓は岡野で前須賀耕地に居住していたようである。天保 10 年（1839）、天保 12 年に躰左衛門、嘉永 3 年（1850）に中組名主として貞左衛門が確認できる。躰(貞)左衛門は前須賀耕地に居住していたようである。安政元年には（1854）には中組年番名主として平左衛門が確認できる。その後、安政 5 年（1858）と元治元年（1864）、元治 2 年

(1865)、慶応 2 年 (1866) に平兵衛が確認できる。なお、平左衛門、平兵衛は中村姓で屋号「シマヘイ」や「目医者」と呼ばれ島耕地に居住していた。その子孫の牧太郎は明治 2 年 (1869) に年番名主、明治 3 年には名主として確認でき、その後は明治 17 年まで須賀村の戸長を勤めた。近年まで居宅跡付近には大型の宝篋印塔が残っており、現在残る須賀村関係文書はこの家に伝わった文書群であると推定される。明治 3 年には後述する林蔵も年番名主として確認できる。

組頭役としては市兵衛が宝永 3 年 (1706) から享保 10 年 (1725) まで、定四郎が正徳 3 年 (1713) から正徳 5 年まで、佐兵衛が元文 2 年 (1737) から安永 7 年 (1778) まで、安右衛門は元文 2 年 (1737) に、兵右衛門は寛延元年 (1748) から安永 7 年 (1778) まで、幸右衛門が天明 2 年 (1782) から寛政 6 年 (1794)、重兵衛が寛政 4 年 (1792)、兵四郎が天明 2 年 (1782) から寛政 4 年 (1792) まで確認できる。兵四郎は寛政 7 年 (1795) 名主役を勤めていることから、それまで組頭役を勤めていたと推定される。市郎右衛門は寛政 7 年 (1795) から寛政 9 年まで、藤七と半兵衛は享和 3 年 (1803) から文化 5 年 (1807) まで確認できる。次に組頭が確認できるのは文政 3 年 (1820) で林蔵と太右衛門である。林蔵は中村姓で屋号「ニシノウチ」あるいは「ベントウヤ」と呼ばれ島耕地に居住していた。明治末から大正期に須賀村長を勤めた中村金次郎の祖先に当る。林蔵は天保 12 年 (1841) まで組頭として確認できる。一方、太右衛門は渋谷姓で屋号「タザエモンサマ」と呼ばれ前須賀に居住しており、須賀村最後の村長渋谷淳の祖先に当る。なお、前述した組頭半兵衛は太右衛門の親に当る。太右衛門は文政 11 年 (1828) まで、太右衛門の子太左衛門は天保 12 年 (1841) に組頭として確認できる。恐らく、林蔵、太左衛門とも幕末まで組頭を勤め、林蔵は明治 3 年名主役も勤めた。

旗本永井氏の須賀新田の村役人

旗本永井氏の須賀新田の名主は慶安元年 (1648) の角左衛門が最も古い。その後、宝永 3 年 (1706) の九右衛門が確認できる。九右衛門は元和 5 年 (1619) の検地の際の案内人として確認できるため、中世以来の土豪として江戸時代初期から宝永 3 年 (1706) まで名主役を勤めていたと推定される。前述したように、須賀新田 (沼端耕地＝辰新田) の九右衛門が八左衛門島 (島耕地) の戸田権兵衛に屋敷や田畠と伴に名主役を質にいたため、名主役が権兵衛に替わった。権兵衛は宝永 4 年 (1706) から正徳 5 年 (1715) 3 月まで名主を勤めていることが確認できる。正徳 5 年 12 月には権兵衛の倅政右衛門が名主として確認できる。その後、数代に渡り政右衛門が名主を勤めていたと推定される。明和 7 年 (1770) には政右衛門は倅伊平治に家と名主の業務を譲り別家したことにより、事実上名主が 2 名いる状態のため、どちらか 1 名を名主にしたいと組頭友右衛門が領主である旗本永井氏に訴えている。その後、明和 9 年 (1772) に政右衛門が名主として確認できる。伊平治が政右衛門に改名した可能性もあるが 4 年後の安永 5 年 (1776) に組頭の友右衛門が名主役を引き継いでいることから、親である政右衛門が名主をそのまま勤めていたと推定され

る。安永 5 年（1776）組頭の友右衛門が名主役を引き継いだ。これは前述した争論が影響した可能性がある。なお、権兵衛、政右衛門は戸田姓で、現在残る宮代町指定文化財戸田家文書は辰新田に所在する政右衛門の子孫宅で発見された。

次に名主が確認できるのは天明元年（1781）の武右衛門である。その次に名主が確認できるのは、寛政元年（1789）の伝右衛門である。伝右衛門は文化元年（1804）まで名主として確認できる。文化 3 年（1806）から文化 10 年（1813）までは惣右衛門が、文化 13 年（1816）からは名主役は確認できなく、年番で組頭が名主代を勤めたようである。文政 11 年（1828）から天保 13 年（1842）までは兵助が名主役を勤めたことが確認できる。友右衛門、伝右衛門、惣右衛門、兵助は古文書や石造物によるといづれも鈴木姓で同一家と推定される。伝承では戸田家の後の名主は屋号「ヒョウ（兵）ナヌシ」の鈴木家であるという。鈴木家は沼端（辰新田）に所在する。

須賀新田の組頭は基本的には 2 名体制であったと推定される。組頭の初見は宝永 3 年（1706）の伊左衛門で享保 16 年（1731）まで確認できる。吉左衛門は享保 7 年（1722）から宝暦 12 年（1762）まで確認できる。伊左衛門の後は元文 2 年（1737）から寛保 4 年（1744）の清右衛門、延享 4 年（1747）から明和 9 年（1772）の友右衛門が確認できる。友右衛門は安永 5 年（1776）に名主となっているため、その頃まで組頭であったようである。吉左衛門の後は明和 5 年（1768）から明和 7 年（1770）まで倅の作右衛門が引き継いだ。同年武右衛門が組頭となった。天明元年（1781）には武右衛門は名主として確認できるためその頃まで組頭を勤めていたと推定される。なお、吉左衛門・作右衛門は浜田姓で辰新田に居住した。

天明元年（1781）には組頭として伝右衛門、寛政元年（1789）には四郎右衛門、寛政 5 年（1793）には善兵衛、享和 2 年（1802）には庄次郎、文化元年（1804）には長兵衛、文化 10 年（1813）には伊右衛門と政五郎、文化 13 年（1816）と文政 5 年（1822）には治右衛門（名主代）と兵助が確認できる。文政 11 年（1828）から天保 10 年（1839）までは吉兵衛が確認できる。なお、政五郎と吉兵衛は前述した名主政右衛門の子孫である。

旗本池田氏の須賀村の村役人

旗本池田氏の須賀村の名主として確認できる初見は享保 7 年（1722）の源七郎である。その後、享保 13 年（1728）に源七が名主として確認できる。次に、名主として確認できるのは義左衛門で享保 16 年（1731）から元文 6 年（1741）までである。その後、寛保 3 年（1743）には太兵衛、延享 2 年（1745）には義左衛門、延享 4 年（1747）には浅右衛門、寛延 3 年（1750）6 月には義左衛門、同じく 12 月には浅右衛門が確認できる。太兵衛、浅右衛門は享保 16 年（1731）から組頭役として確認できるため、寛保 3 年（1743）から寛延 3 年（1750）にかけては組頭クラスにより年番で名主役を勤めていた可能性がある。寛延 3 年（1750）以降、嘉永元年（1848）まで約 100 年、浅右衛門は数代に渡り名主役を勤めていたと推定される。この間の文政 3 年（1820）に須賀新田名主として与五右衛門が確

認できる。与五右衛門は旗本池田氏の須賀村の組頭や笠原沼須賀村新田の名主であったが、この「須賀新田」が旗本池田氏の須賀村の一部であるのか笠原沼須賀村新田なのか判然としない。この文書は質地証文で「沼田」の地名が記載されることから、笠原沼新田ではなく「古田」であることは間違えない。この場所は前述した笠原沼新田北側に隣接する須賀下組の土地で、笠原沼造成により荒地となり、宝永3年(1706)に再開発された場所である。このように、笠原沼造成により荒地となり、再開発された場所は笠原沼須賀村新田の管轄下であった可能性もあり、この場合、須賀新田名主与五右衛門とは笠原沼須賀村新田名主与五右衛門と考えた方が良いのかもしれない。

なお、旗本池田氏の須賀村新田という記載は、この他に享保16年(1731)の須賀村古田と笠原沼新田との地境論争や元禄6年(1693)の騎西領落堀堰論裁許状、安政5年(1858)の質地証文でも確認できる。質地証文には宿裏耕地とある。これらは、寛永元年(1624)の相給以前は、須賀村と須賀新田に分かれていたことと関係する。旗本永井氏の須賀新田はそのまま組として幕末まで存在したが、旗本池田氏の須賀新田は本村に吸収され事実上一体の須賀村として扱われたようである。

その後、嘉永6年(1853)には又兵衛、安政5年(1858)には年番名主として浅右衛門(須賀新田と記載)、万延元年(1860)には浅右衛門が確認でき、嘉永6年(1853)以降は年番で組頭が名主役を勤めていたが、文久2年(1862)に元名主浅右衛門の倅源太郎が名主見習として確認できる。元治元年(1864)3月までは名主見習として源太郎が2年間勤めたようであるが、8月からは惣七、喜左衛門、伊八の3人の名主が慶応3年(1867)まで年番で名主を勤めていた。なお、当番名主は元治元年(1864)が惣七、慶応元年(1865)が伊八、慶応2年(1866)が喜左衛門であった。慶応3年(1867)には順番名主として喜左衛門、伊八、惣七の3名が連記されている。明治2年には善太郎、明治3年には元名主見習の源太郎と角右衛門が年番名主として確認できる。なお、源七は中村姓で宿耕地に所在する家である。浅右衛門、源太郎は中村姓で屋号「アサウエモンサマ」と呼ばれる家であり、角右衛門も中村姓で屋号「カクウエモンサマ」あるいは「シモノウチ」と呼ばれる家であり、どちらも島耕地に所在する。また、又兵衛の苗字も中村であったことが確認できる。

旗本池田氏の組頭の初見は享保16年(1731)の太兵衛と浅右衛門である。太兵衛は延享2年(1745)まで、浅右衛門は寛保3年(1743)まで確認できる。その後、延享4年(1747)には年番名主となり、寛延3年(1750)以降、名主を勤めた。元文2年(1737)から延享2年(1745)には惣右衛門が、元文2年(1737)から寛保3年(1750)には彦内が組頭役を勤めた。延享4年(1747)から慶応3年(1867)まで約120年組頭を勤めた喜左衛門は数代に渡り組頭役を勤めていたと推定される。石造物によると喜左衛門は島耕地で姓が中村であった。

延享4年(1747)から宝暦元年(1751)には惣助が、安永8年(1779)から文化8年(1811)までは重兵衛が、文化10年(1813)から文政7年(1824)までは惣助が組頭役を勤めた。

この他、勝右衛門が寛延3年(1750)から宝暦元年(1751)まで、与五右衛門が明和9年(1771)から天保3年(1832)まで、万右衛門が安永8年(1779)、武右衛門が寛政5年(1793)、喜八が寛政12年(1800)、治兵衛が文政12年(1829)、和十郎が組頭見習として天保8年(1837)に確認できる。また、与五右衛門は屋号「オカシラ」と呼ばれる島村姓の家で沼端耕地(辰新田)に所在する。旗本池田氏の須賀村組頭の他、笠原沼須賀村新田の名主を勤めていた。

幕末の文久3年(1863)には前述した喜左衛門の他、伊八、善次郎、幸蔵、惣七、庫次郎が組頭であった。名主役が3人の当番制になったことで、元治元年(1864)以降、慶応3年(1867)まで善次郎、幸蔵、庫次郎が組頭を勤めていた。なお、惣助や惣七は上耕地に居住する屋号「スナツパ」と呼ばれる家で姓は渡辺である。現在残る渡辺家文書はこの家に伝わる文書群である。伊八は前須賀耕地(金剛寺)に居住し姓は中村である。和十郎、善次郎は島耕地に居住した中村姓の家である。現在、明治大学博物館に伝わる明治大学須賀村文書はこの家に伝わった文書群と推定される。

岩槻藩領・旗本小笠原氏の須賀村の村役人

岩槻藩領・旗本小笠原氏の須賀村の名主として確認できる初見は正徳5年(1715)の庄右衛門である。元和9年(1623)から正徳元年(1711)まで岩槻藩領であったが、正徳5年当時は天領となっていたため、庄右衛門は天領の須賀村の名主であった。元文2年(1737)天領であった須賀村は旗本小笠原氏に宛がわれた。

庄右衛門は延享2年(1745)まで名主として確認できる。その後、寛延3年(1750)から宝暦4年(1754)まで笠原沼須賀村新田の名主として太郎左衛門が確認できる。この時、笠原沼須賀村新田では各領主の須賀村の名主が兼帯で名主を勤めているため、太郎左衛門が旗本小笠原氏の名主を勤めていた可能性が高い。明和9年(1771)には丈助が名主として確認できる。丈助は文化14年(1817)まで名主として確認できるため数代に渡り世襲されたものと推定される。なお、丈助の姓は渋谷である。文化14年(1817)には組頭であった権右衛門が名主として確認できる。なお、権右衛門は石造物によると金子姓で前須賀に居住していたようである。文政3年(1820)の質地証文には組頭の常三郎と源治郎のみで名主は記載されていない。その後、天保15年(1844)、嘉永5年(1852)から嘉永6年(1853)には平蔵が、慶応3年(1867)と明治3年(1870)には太平治が名主として確認できる。なお、平蔵、太平治とも姓は間宮で同一家である。いずれにせよ、旗本小笠原氏の名主については、文書が少ないため不明なところが多いといえる。なお、渡辺家文書によると、「本田株名主平蔵」との標記があり、組み分けされていた可能性もある。

旗本小笠原氏の須賀村の組頭として確認できる初見は延享2年(1745)の源治郎である。源治郎は文政3年(1820)まで組頭として確認できるため、数代に渡り組頭を勤めたものと推定される。なお、源治郎は戸田姓である。安永5年(1776)には重右衛門が組頭として確認できる。重右衛門は文化10年(1813)まで組頭として確認できる。その後、常三郎

が組頭役を引き継ぎ、文政 3 年 (1820) に組頭として確認できる。さらに嘉永 6 年 (1853) には礼次郎が確認できる。なお、重右衛門と常三郎、礼次郎は渡辺姓で同一家と推定され、上耕地の内高野島に居住していたようである。この他、文化 6 年 (1809) には弥右衛門が、文化 10 年 (1813) には太平治が組頭として確認できる。太平治は間宮姓で上耕地に居住していた。

笠原沼新田及び辰高入新田の村役人

須賀村の関係する新田としては笠原沼新田と辰高入新田がある。さらに、笠原沼新田には、笠原沼須賀村新田と笠原沼下野田村新田須賀村請があった。笠原沼下野田村新田須賀村請の村役人として確認できるものは寛延 2 年 (1749) で名主代として友右衛門のみであるため不明なところが多い。なお、友右衛門は旗本永井氏の須賀新田の組頭や名主を勤めている。基本的には、笠原沼下野田村新田の土地所有者により村役人は構成されていたと推定されるが、古文書によると旗本永井氏知行地の須賀村の持添新田と記載されているものもあることから、旗本永井氏の須賀村新田の村役人と係わりがあると推定される。

一方、笠原沼須賀村新田の名主は元文 3 年 (1738) には政右衛門と庄右衛門が確認できる。政右衛門は旗本永井氏の須賀新田の名主で庄右衛門は旗本小笠原氏の須賀村の名主であった。その後、政右衛門は宝暦 4 年 (1754) まで、庄右衛門は延享 2 年 (1745) まで確認できる。その後、旗本池田氏の名主浅右衛門が名主役に加わった。浅右衛門は寛延元年 (1748) から宝暦 4 年 (1754) まで確認できる。寛延 3 年 (1750) から宝暦 4 年 (1754) までは太郎左衛門が認められる。太郎左衛門は庄右衛門に代わり名主役を勤めたと推定される。

このように享保 14 年 (1729) の新田開発以降、宝暦 4 年 (1754) 頃までは、須賀村の各領主の名主が兼帯して、名主役を勤めていたようであるが、明和 9 年 (1772) には各領主の兼帯の名主ではなく、笠原沼須賀村新田で独自に名主が置かれるようになる、これは、明和 7 年 (1770) に笠原沼須賀村新田が川越藩領となったことと関係があると推定される。川越藩領は文化 4 年 (1807) に天領に戻るが、それ以後も独自に村役人が組織されていた。

旗本池田氏の須賀村の組頭与五右衛門が笠原沼須賀村新田の名主として確認できるのは、明和 9 年 (1772)、寛政 2 年 (1790)、文化 3 年 (1806)、弘化 5 年 (1848) である。これらのことから数代に渡り名主役を勤めたと推定される。

笠原沼須賀村新田の組頭は、兼帯名主時代は確認できなく、百姓代として浅右衛門、平左衛門、友右衛門、吉左衛門が確認できる。浅右衛門は旗本池田氏の須賀村の村役人として、平左衛門は旗本永井氏の須賀本田の村役人として、友右衛門と吉左衛門は旗本永井氏の須賀新田の村役人として確認できる。

与五右衛門が名主となってから確認できる組頭は明和 9 年 (1772) の武右衛門、寛政 2 年 (1790) の治左衛門、文化 3 年 (1806) から弘化 5 年 (1848) の治右衛門である。武右衛門と治右衛門は旗本永井氏の須賀新田の村役人として確認することができる。残存する

古文書が少ないため詳細は不明であるが、本村である旗本小笠原氏の須賀村と旗本池田氏の須賀村、旗本永井氏の須賀本田、旗本永井氏の須賀新田の 4 組とは別に村役人が組織されていたことは間違いないだろう。なお、他の笠原沼新田の百間西原組、百間中島村、蓮谷村では本村の持添新田として本村の名主が兼帯で新田の名主を勤めていたようである。

笠原沼新田以外の新田としては、古利根川の流作場である辰高入須賀村新田がある。この流作場については、嘉永 3 年(1850)に須賀中組の名主として貞左衛門が、安政元年(1854)に須賀中組の年番名主として平左衛門が確認できる。須賀中組は前述の通り旗本永井氏の須賀本田と関係があると推定される。この他、慶応元年(1865)に旗本小笠原氏の須賀村の組頭である礼次郎が年番名主代として確認できるが詳細は不明である。恐らく耕作地を持つ百姓が年番で名主を勤めていたと推定される。なお、辰高入新田の石高は 16 石 2 升 5 合で反別 3 町 3 反 2 畝 6 歩であった。